

いちご一会とちぎ国体 記録業務基本計画（案）

いちご一会とちぎ国体の記録業務は「第 77 回国民体育大会記録業務基本方針」に基づき、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）、会場地市町村準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）及び関係競技団体が連携して円滑に業務を推進できるよう、この基本計画により実施する。

1 記録本部

いちご一会とちぎ国体の正式競技及び特別競技における記録業務の円滑な推進を図るため、競技に関する競技成績・記録、定期連絡、緊急連絡等（以下、「競技記録等」という。）を処理する記録本部を設置する。

(1) 県記録本部

県委員会は、県記録本部を設置する。

(2) 競技会場記録本部

会場地委員会及び関係競技団体は、競技会場ごとに競技会場記録本部を設置する。また、競技会場記録本部のうち、競技記録等の収集及び競技別総合成績を算出する競技記録主会場を決定する。

2 業務内容

(1) 県記録本部

ア 競技記録等の収集・発表

県記録本部は、全競技の競技記録等及び競技別総合成績を競技会場記録本部から収集し、発表するとともに、記録・成績等に関する照会に対応する。

イ 都道府県総合成績の算出・発表

県記録本部は、収集した競技記録等及び競技別総合成績から、都道府県総合成績を算出し、発表する。

(2) 競技会場記録本部

ア 競技記録等の収集・発表

競技会場記録本部は、競技の実施状況を把握し、競技記録等を取りまとめ発表するとともに、競技記録主会場または県記録本部へ送信する。

イ 競技別総合成績の算出・発表

競技記録主会場は、収集した競技記録等から競技別総合成績を算出し、県記録本部へ送信するとともに、発表する。

3 記録システム

県委員会は、競技記録等及び競技別総合成績の収集、都道府県総合成績の算出、発表を正確かつ迅速に処理するため、次により記録処理システムを構築する。

(1) 競技記録等及び競技別総合成績を競技会場記録本部から県記録本部へ速やかに送信できる情報通信環境

(2) 競技記録等及び競技別総合成績から、速やかに都道府県総合成績を算出できるシステム

(3) 競技記録等及び競技別総合成績並びに都道府県総合成績を速報できるシステム

4 その他

(1) 公開競技の記録業務

競技記録等は、中央競技団体が県委員会へ報告する。

(2) デモンストラレーションスポーツの記録業務

競技記録等は、会場地委員会が県委員会へ報告する。

(3) この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。